

# 質問に対する回答書

## (見積に関する質問に対する回答)

工事等番号 令和2年度建整橋維補継第2号  
工事等件名 津興橋大規模更新事業橋梁(下部工)築造等工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等のページ箇所	質問内容	回答
第0001号 明細表	埋戻土の投入が計上されていませんが、必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	施工に必要な工種を計上しているため、原則設計変更の対象となりません。
第0001号, 第0002号 明細表	作業土工、構造物取壊し工の作業においては、締切内の湧水量によって、泥土やコンクリート撤去時アルカリ水が発生する恐れがあります。その際には、濁水プラント設備や汚泥処理が必要と考えられますが、変更対象となるのでしょうか。ご教授下さい。	当初設計で見込んでいる現場条件と異なり、濁水プラント設備等の必要性が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。
第0002号 明細表 設計図面 3/45,22/45	既設A1橋台の油圧式静的破壊用のコアボリングφ200の配置間隔が、既設護岸に比べてかなり少なく計画されていますが、何か理由があれば、ご教示願います。また、計上されている数量が不足すると判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	施工に必要な数量を計上しているため、原則設計変更の対象となりません。
第0002号 明細表 設計書 P209	φ50コアボリングにおいて、橋軸直角方向切断用の数量が不足している(A1:9.60m×3本、P2:11.60m×3本、P4:11.60m×3本、P6:11.60m×3本)と思われませんが、設計数量が実際と異なると判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	施工に必要な数量を計上しているため、原則設計変更の対象となりません。

第 0002 号 明細表 設計書 P210	ブロック吊用のアンカーは、重量物を吊り上げるため安全率を考慮した本数が必要と思われますが、設計数量が不足すると判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	当初設計で見込んでいる設計条件と異なり、設計数量の不足が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。
第 0002 号 明細表	ブロック運搬の数量から判断すると、橋脚 3 基分は仮置場へブロック運搬を行い、A1 橋台及び護岸はブロックで撤去して施工ヤード内で小割りできるものと考えてよいでしょうか。	設計図書のとおりです。
第 0002 号 明細表	撤去する橋台及び橋脚は、すべて無筋コンクリートと考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
第 0004 号, 第 0006 号 明細表	仮締切工において、地質状況、支障物等で打込みが困難な場合は、工法変更の必要があると思われますが、変更の対象となるのでしょうか。ご教授下さい。	当初設計で見込んでいる現場条件と異なり、打込みが困難である場合は、設計変更の協議の対象とします。
第 0004 号 明細表	鋼矢板継手部の添接板の材料費は計上されているのでしょうか。	設計図書のとおりです。
第 0004 号 明細表	現場溶接 47mの施工単価表が 1m 当り 50mで計上されていますが、設計書どおりに計上すればよいでしょうか。	令和元年 7 月制定三重県県土整備部積算基準に基づき積算しています。
第 0006 号 明細表	鋼矢板の切断が計上されていませんが、切断が必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	切断が必要と判断された場合は、設計変更の協議の対象とします。
第 0008 号 明細表 第 0018 号 明細表 設計図面 22/45	撤去した捨石はどこに置くことを想定されているのか、ご教示願います。捨石の小運搬、仮置き等が必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	河川内での移動を想定しています。そのため、捨石の小運搬等は不要であると考えているため、原則設計変更の対象となりません。

<p>第 0011 号 明細表</p>	<p>自走式土質改良機の設置・撤去が計上されていませんが、必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>令和元年7月制定三重県県土整備部積算基準に基づき積算しており、計上が不要であると考えているため、原則設計変更の対象となりません。</p>
<p>第 0011 号 明細表 第 0028 号 単価表</p>	<p>土質改良において改良土の運搬の項目がないので、仮置場でなく施工現場での改良が可能と考えてよいでしょうか。仮置場での改良が必要となった場合の改良土の積込・運搬、施工現場で改良する場合の粉塵対策型の固化材等が必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。 なお、当初設計で見込んでいる現場条件と異なり、仮置場での改良等の必要性が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
<p>第 0011 号 明細表</p>	<p>杭施工時の盛土及び下部工施工時の埋戻しにおいて、土砂の投入が計上されていませんが、必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>施工に必要な工種を計上しているため、原則設計変更の対象となりません。</p>
<p>第 9003 号 明細表 設計書 P281</p>	<p>騒音レベル測定及び振動レベル測定について、対象としている作業、測定回数、及び以下の詳細についてご教示願います。 振動について ・1 作業（工種）あたりの測定時間と 1 作業（工種）あたりの測定地点数。 特に 3 側線というのは 1 側線あたり何地点測定するのか。また、それらは同時測定する必要があるのか。 騒音について ・騒音と振動は同じ箇所でも同時に測定するのかどうか。 ・振動とは別の測定を指している場合、1 発生源あたりの測定時間と 1 発生源あたりの測定地点数。また、数時間の測定となる場合、何時から何時の測定となるのか。</p>	<p>場所打杭施工時にそれぞれ 1 回の測定を想定しています。 振動については、測定対象作業時において、1 側線あたり 3 地点の測定を、1 側線毎でも、全側線同時でも構いません。 騒音については、測定対象作業時において発生源 2 方向で、1 方向あたり 3 地点の測定を、1 方向ずつ同時測定することを想定しています。</p>

<p>第 9003 号 明細表 設計書 P281</p>	<p>基礎構造事前調査において、平坦地足場が計上されていますが、旧橋の上部工が撤去された後は、幅 1.4m 程度の下部工のみとなり、特別な足場や渡り通路が必要になると思われます。平坦地足場での調査が困難と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>当初設計で見込んでいた現場条件と異なり、必要性が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
<p>第 0064 号 施工単価表 設計書 P279</p>	<p>安全監視船は河川内作業のどの作業において配置が必要なのか、あるいは現在想定されている日数をご教示願います。</p>	<p>河川内作業において、必要と考える工種について計上しています。</p>
<p>第 0059 号 単価表</p>	<p>汚濁防止フェンスの規格（フロート径、フェンス強度、フェンス高さ等）をご教示願います。</p>	<p>単独フロートφ300 高2m×長20m カーテン生地（1000N/3cm 未満）</p>
<p>設計書 P173,P174</p>	<p>鋼矢板の引抜き及び橋脚の鋼矢板の打込みがバイプロハンマで計上されていますが、振動等の影響により油圧バイプロや油圧圧入等への工法変更が必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>当初設計で見込んでいた現場条件と異なり、工法変更の必要性が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
<p>設計書 P236</p>	<p>足場【参考数量】別紙橋台躯体工足場参考図が見当たりません。参考にしたいのでご提示願います。</p>	<p>別途添付図面のとおりです。</p>
<p>設計書 P248,P250, P253,P255 設計図面 10/45,18/45, 20/45</p>	<p>鋼矢板のスクラップは鋼矢板頭部のみ考慮されていますが、引抜き・切断後の鋼矢板の長さがスクラップ長未満となることが考えられます。実際にスクラップ長未満の鋼矢板が発生すると判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>当初設計で見込んでいた現場条件と異なり、スクラップ長未満の鋼矢板が発生すると判断される場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
<p>設計書 P279</p>	<p>交通誘導警備員（B）94人とされていますが、近隣からの要望等で増えた場合実数清算して頂けるでしょうか。ご教授下さい。</p>	<p>当初設計で見込んでいた設計条件と異なり、交通誘導警備員を増員する必要性が明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>

設計図面 26/45	A 1 橋台の施工において切梁が支障し、切梁の盛替えやスルーサーが必要となる可能性があります、必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。	当初設計では盛替え等は不要であると考えておりますが、必要性が明らかとなった場合は、設計変更の協議の対象とします。
	現在、津興橋北側の現場出入口から仮栈橋の区間に敷鉄板が設置されていますが、当工事期間中存置していただけると考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。